交通事故訴訟における弁護士費用の賠償

副田隆重

一　はじめに

不法行為の被害者が、加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起し、訴訟追行を弁護士に依頼した場合、その弁護士費用を加害者に対して請求できるか否か、という問題については、周知のように最高裁昭和四四年二月二七日判決（民集二三巻二号四四一頁）により実務的な決着をみたといわれている。すなわち、大審院以来の判例、学説の対立[1]――当初の不法行為と弁護士費用との間の因果関係を一般的には否定し、ただ加害者側の不当抗争が違法性を有しそれ自体が不法行為となる場合にその損害として弁護士費用の賠償を肯定する考え方（因果関係否定説ないし不当抗争説）、当初の不法行為と弁護士費用との間の相当因果関係を認める考え方（相当因果関係肯定説）――、および、昭和三十年代以降、交通事故による損害賠償請求訴訟における下級審の肯定裁判の増大をうけて、右最判昭和四四年判決は、不法行為の被害者が自己の権利擁護のため訴を提起することを余儀なくされ、訴訟追行を弁護士に委任した場合にはその弁護士費用は、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内のものに限り、右不法行為と相当因果関係に立つ損害ということができるとし、前掲の相当因果関係の立場を明らかにした[2]。

不法行為を原因とする損害賠償請求訴訟において弁護士費用は基本的に相当因果関係の範囲内にあるという右判決の考え方は、その後実務において定着したといわれており、実際、弁護士費用以外の損害の認容額の一定割合（おおむね一割前後）が弁護士費用の賠償として認められる場合が多い(3)。

本稿は、このような状況をふまえ、交通事故訴訟における右判決以降の裁判例を検討することにより、右判決の示した相当因果関係説の妥当性を検証し、この問題の今後の帰趨を探ることにしたい。

（1）判例、学説の対立については岨野悌介「弁護士費用の損害賠償」『新実務民事訴訟講座　四巻』一〇三頁以下参照。

（2）本判決の解説・評釈として、小倉顕・最高裁判所判例解説・民事編昭和四四年度（上）一六七頁、石外克喜・民商法雑誌六二巻一号七八頁、篠原弘志・判例評論一二六号一二四頁、桜田勝義・法学セミナー一六〇号四二頁、霜島甲一・判例タイムズ二三八号八四頁、萩原清彦・続民訴法百選七六頁、小島武司・民事訴訟法判例百選（第二版）七二頁、宮原守男・法律のひろば二二巻一一号四八頁、川井健『現代不法行為法研究』三三一頁。

（3）日弁連交通事故相談センター『交通事故損害額算定基準』（一〇訂版）（昭和六〇年）七頁参照。

二　最判昭和四四年判決と相当因果関係説の定着

(一)　同判決の事案自体は交通事故訴訟ではないが、同判決は、交通事故訴訟にも通じる不法行為訴訟一般の問題として弁護士費用を通常損害として賠償請求しうることを明らかにしたものであるため、ここで簡単に紹介しておこう。被告が無効な根抵当権に基づき競売申立をして競売手続が開始されたのに対し、所有者たる原告が本件不動産につき被告のためになされた根抵当権設定登記の抹消登記手続を請求し、それとともに、本件訴訟の追行を弁護士に委任して支払った着手金と右根抵当権の実行としてなされた競売手続によって被った精神的損害に対する慰謝料の各支払を訴求したものである。原審は、前記根抵当権の抹消手続請求を認容するとともに被告の競売申立は不

法行為を構成し右弁護士費用は通常生ずべき損害であるとしてその請求を認めたが、慰謝料請求については、将来競売手続が取消されれば十分回復しうるとして否定した。被告が上告したが、最高裁は、次のように述べて上告を棄却した。

「被告は右競売申立にあたり、前記各根抵当権の不存在について、かりに故意がなかったとしても、少なくとも社会通念上過失があったとした原審の判断は正当であるというべきである。しかして、右競売裁判所は、右競売申立に基づき同日競売開始決定をし、さらに競売期日の指定、公告等の手続を進めていたこと原判決の確定するところであるから、原告がこの競売手続を阻止する手段を講じなければ、原告の本件宅地、建物の所有権の行使に一層重大な障害を惹起すること明らかであり、原告が右競売手続上の異議の申立等によりその手続を阻止するにとどまらず、かかる根抵当権の実行を窮極的に阻止するため、根抵当権設定登記の抹消手続を求める本訴提起に及んだことも、けだしやむをえない権利擁護手段というべきである。

思うに、わが国の現行法は弁護士強制主義を採ることなく、訴訟追行を本人が行なうか、弁護士を選任して行なうかの選択の余地が当事者に残されているのみならず、弁護士費用は訴訟費用に含まれていないのであるが、現在の訴訟はますます専門化され技術化された訴訟追行を当事者に対して要求する以上、一般人が単独にて十分な訴訟活動を展開することはほとんど不可能に近いのである。従って、相手方の故意または過失によつて自己の権利を侵害された者が損害賠償義務者たる相手方から容易にその履行を受け得ないため、自己の権利の擁護上、訴を提起することを余儀なくされた場合においては、一般人は弁護士に委任するにあらざれば、十分な訴訟活動をなし得ないのである。そして現在においては、このようなことが通常と認められるからには、訴訟追行を弁護士に委任したばあいには、その弁護士費用は、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内のものに限り、右不法行為と相当因果関係に立つ損害というべきである。

ところで、本件の場合、原告が弁護士に本件訴訟の追行を委任し、その着手金（手数料）として支払った一三万円が本件訴訟に必要な相当額の出捐であったとの原審の判断は、その挙示する証拠関係および本件記録上明らかな訴訟経過に照らし是認できるから、結局、右出捐は被告の違法な競売申立の結果原告に与えた通常生ずべき損害であるといわなければならない。」

㈡　最判昭和四四年判決は、不法行為被害一般につき相当因果関係説の立場を表明するものであったが、まもなく交通事故訴訟（被害者対加害者）においてもあてはまるものであることが最高裁において確認され（最判昭和四五年二月二六日交民集三巻一号二二頁）、また、被害者と加害者の使用者との間の交通事故訴訟においても同様とされた（最判昭和四五年四月二一日交民集三巻二号三四三頁）。そして、さらに最判昭和五七年一月一九日民集三六巻一号一頁は、交通事故被害者が自賠法一六条一項に基づき保険金額の限度で損害賠償の支払を保険会社に直接請求する訴訟においても、加害者に対する訴訟に要した弁護士費用と同様に、その弁護士費用は相当因果関係にたつ損害にあたるとした。(4)

他方、被害者に対して保険金・補償等を支払いその損害賠償請求権を代位取得した保険会社等からの請求に要した弁護士費用については、因果関係を肯定する裁判例と否定する裁判例とがともに存在する（肯定例として大坂地判昭和五八年八月三〇日交民集一六巻一一九四頁は、保険会社が保険契約に基づき保険金を支払ったことにより代位取得（商法六六二条）した場合につき肯定した。否定例として京都地判昭和五六年一月二一日交民集一四巻九八頁は地方公務員災害補償基金が地方公務員災害補償法五九条一項に基づきなした代位請求に関し、その弁護士費用賠償を否定した）。また会社が事故により傷害を受けた専務取締役の休業損害を立替払いしたとして加害者に対し休業損害立替費用を請求した場合（民法七〇二条の事務管理人の費用償還請求権）には、右立替費用請求について

の弁護士費用の請求は認められていない（大坂地判昭和五六年一一月二六日交民集一四巻一三七九頁）。さらに最判昭和五八年九月六日民集三七巻七号九〇一頁は、弁護士費用に対する遅延損害金の起算日について、いわゆる不法行為時説に立つことを明らかにし、従来議論のあった問題に指針を示した。(5)

このように相当因果関係説が定着する中で、前述したように今日交通事故による不法行為損害賠償請求訴訟においては、被害者は弁護士費用を損害の一部として請求し、裁判所も金額につき格別の立証もなしに弁護士費用以外の損害の認容額に対するおおむね一割前後を弁護士費用の賠償として肯定している。判例の示す考え方によれば、賠償を要すべき弁護士費用の金額は、「事案の難易、請求額、認容された額その他の諸般の事情を斟酌して相当と認められる範囲」に限られ、この抽象的基準に従い金額が決定されていることになるが、被害者が現実に支払った又は支払う合意をした金額全部が認められるわけでもない。

実務によるこのような運用（弁護士費用の定率化、画一化）をどのように評価するかは後述するように(6)一つの問題であるが、他方で、右四四年判決以降のいくつかの裁判例においては、相当因果関説を一応前提としつつ弁護士費用の賠償の問題が訴訟上争われ、裁判所がそれぞれの事件の具体的事情に応じた判断（具体的には弁護士費用賠償の否定ないし減額）をしていることが注目される。そこで、以下において、こうした否定裁判例を検討することにより判例の示した右基準を一層明確にし、その妥当性につきひとつの検証を試みることにする。

（4）篠田省二・最高裁判所判例解説・民事編昭和五七年度一頁、吉田邦彦・法学協会雑誌一〇〇巻九号一七〇〇頁、西島梅治・法学教室二一号八六頁、田辺康平・民商法雑誌八七巻二号二四〇頁、倉沢康一郎・判例評論二八七号三七頁、八代徹也・判例タイムズ四八〇号五四頁、石川明＝笠原毅彦・法学研究五六巻二号一一二頁、石田満・昭和五七年度重要判例解説一一五頁。

（5）本判決につき、加藤和夫・法曹時報三八巻一〇号二〇二頁、淡路剛久・昭和五八年度重要判例解説八三頁、伊藤高義

・判例評論三二二号一九一頁、前田達明・民商法雑誌九〇巻六号九〇五頁、吉田邦彦・法学協会雑誌一〇一巻一二号一五七頁、大嶋芳樹・交民集一六巻索引・解説号三五二頁

(6) 後述五参照。

三　弁護士費用否定裁判例の検討

本稿において取り上げる裁判例は以下の一一件であり、前掲最高裁昭和四四年判決以降の主として交通事故の被害者と加害者側との間で弁護士費用賠償がその否定ないし減額の方向で問題となったものである（従って、前掲最高裁昭和五七年判決以前の被害者の加害者に対する自賠法一六条一項の直接請求の事例、保険会社等が被害者に代位して損害賠償請求をなした事例等は基本的に除外している。また前掲最高裁昭和四四年判決以前の不当抗争説による否定例も除外している）。

①長崎地佐世保支判昭和四四年三月二七日交民集二巻四〇六頁

［事実］　自動車対歩行者事故により重症を負い後遺症の残った被害者が慰謝料一二〇万円、すでに弁護士に支払った弁護士費用一〇万円を含む一六七万円の賠償請求をした。判決は、一〇五万円の範囲で請求を認容したが後述のように弁護士費用の賠償は否定した。

［判旨の概要］　「およそ、損害賠償請求訴訟に要した弁護士費用が事故による損害として是認されるのは、当該訴訟の提起が権利実現のため必要やむをえざるものであった場合、すなわち裁判外の交渉によっては権利の実現が不可能であった場合に限られると解すべきである。被害者としては、賠償義務者の行方不明等のため交渉が物理的に不可能な場合とか、事故後の賠償義務者の態度等からみて裁判外の交渉をしても無駄であることが明らかな場合

を除き、少なくとも一度は示談交渉の機会をつくり、これに対する相手方の反応を見るのが適当である。もちろんこのような交渉を経ないで訴訟を提起することも合法的な訴権の行使ではあるけれども、その場合は当該訴訟に要した弁護士費用を相手方に転嫁しえないものと解するのが信義則に合致する。」

本件では被告らは事故後本訴提起までの約一年間一応の誠意を尽くして事にあたってきたものであり、また被告会社は資本金五〇〇万円の毛糸の卸売りを業とする会社であって自動車事故の賠償責任についてはかなり高い自覚をもっており、原告側から示談の申出があればいつでも交渉に応ずる考えであったこと、もっとも一時原告の通院治療費の支払を延滞したことがあるが、これは事務上の不注意によるもので他意はなかったこと、一方、事故後被告側から原告側に対して「まだ付添人が必要か否か」についての問い合わせがあったことなどから原告側に誠意の乏しいことを感じ、また前記の治療費の延滞を知り、一度も裁判外の交渉をふむこともなく、右治療費の件につき被告側に確かめることもないまま、本訴提起に及んだものであるという経緯からすると、原告の訴訟提起はやや性急に失したうらみがあり、本件弁護士費用の請求は許されない。

「もっとも、かりに本訴提起前に示談の交渉がなされていたとすれば果たして原告にとって満足すべき結果が得られたかどうか、本判決の認容する程度の金額を被告らが承諾したかどうかは一個の問題であろう。その意味において、満足すべき示談が成立したであろう蓋然性をしん酌し、本件のような事案における弁護士費用の請求を損害拡大に関する過失相殺の法理によって適当に減額する考え方も成立つ余地がある。しかし右のような蓋然性の判断は多くの場合きわめて困難である。むしろ、弁護士費用を損害として請求するには原則として示談交渉の経由を要するものとすることが簡明でもあり、またわが国の社会的現実にも適合していると解せられる。」

②神戸地判昭和四四年四月八日交民集二巻四四八頁

〔事実〕　タクシーと大型貨物自動車の衝突事故により軽傷を負ったタクシーの乗客（専務取締役）がタクシー会社に対して治療費五万円、慰謝料一八四万円、弁護士費用一〇万円を含む二〇〇万円の賠償を訴求した。本件タクシーには原告のほか三名が乗車しており、それらの者も事故により軽傷（一日間の入院安静加療、および一週間程度の通院加療）を負ったのであるが、本件事故直後原告は、同乗者についての診療所の医師の入院安静加療の指示にもかかわらず、被告会社の事故担当者に対して原告らのために他に旅館を世話すべきことを要求した。被告側が右要求に応じて一旅館を手配したのに対して、原告はこれを嫌いみずから勝手に界隈きっての高級料理旅館に右同乗者三名さらに原告の商談の相手方で本件事故当時原告らに同行していた二名の者とともに計六名で投宿し、その費用（酒代をふくむ四万五千余円）等を被告に負担させていた。そして、訴訟提起に先立つ示談交渉において原告は「社会施設に寄附するから」といって示談金一〇〇〇万円を要求したり、あるいは「道路交通の信号機設置に寄附するから」といって示談金一〇〇万円を要求したりして、被告側の提示額二〇万円、五〇万円を拒否し本訴訟に及んだものである。判決は、右治療費五万余円のほか慰謝料として一〇万円のみを認容し、弁護士費用の賠償を否定した。

〔判旨の概要〕　「被告が原告に対し本件交通事故による損害賠償を解決するために本訴請求認容額を約二倍から三倍余も凌駕する金額を提示して再三示談解決を申し出たにもかかわらず、原告が被告の右申出をそのつど峻拒し、賠償要求額に法外の値を付けて譲らない態度で終始したあげく、ついに弁護士に本件提訴を委任するにいたったのであるから、右事情に稽え、本件において弁護士費用の賠償を求めることはできないと解すべきである。」

③大坂地判昭和四五年四月三〇日交民集三巻六三九頁

〔事実〕　隣家の自動車に好意同乗中に衝突事故により死亡した主婦の相続人、親族、および傷害を受けた娘が、

弁護士費用七〇万円を含む総額一〇〇〇万円余の損害賠償を請求。本件提訴前、被告側は、原告に対して、すでに内定していた自賠責強制保険金四七一万円、支払済の治療費のほかに内金として一五〇万円ないし二〇〇万円の支払をなす旨申し出ていた。判決は約七〇万円の範囲で原告の請求を認めたが、弁護士費用の賠償請求については次のように述べて否定した。

〔判旨の概要〕「原告らの本件事故による損害は総額五三九万余円と評価されるところ、〔証拠略〕を総合すれば、被告側は、本訴の提起される以前に、原告らに対し、当時すでに内定していた自賠責強制保険金四七一万余円並びに支払済みの治療費の他になお内金として一五〇万円ないし二〇〇万円の支払いをなす旨の申出をしていることが認められるので、これを受諾すれば、金銭に評価される限りでの原告らの損害の回復は十分に可能であったものと解され、客観的に見るならば金銭賠償を求めて本訴を提起する必要性はなかったものであり、結局、本訴の為の弁護士費用を本件事故に相当因果関係ある損害と認めて、被告側に負担させることは相当でない。又示談交渉のための経費も、右認定の事情の下においては本件事故に相当因果関係を有するものとは認め難い。」

④大分地豊後高田支部昭和四五年八月二一日交民集三巻一二七六頁

〔事実〕　追突事故の被害者夫婦が加害者に対して、後遺症（むちうち症）による逸失利益と慰謝料の合計約一二七万円、および弁護士費用約二五万円、二万余円の治療費・家政婦紹介所への紹介料についての賠償を請求した。判決は、治療費・家政婦紹介所への紹介料についての賠償、および一七万円の範囲で慰謝料を認めたが、逸失利益および弁護士費用については否定した。

〔判旨の概要〕　原告らが被告に対する調停の不調となつた後、自ら東京地方裁判所に出訴したけれどもその後、事件は当裁判所に移送されたためあらためて本件訴訟代理人に訴訟委任をなすに至った経緯は本件記録に徴し明ら

かである。しかしながら、およそ交通事故による被害の賠償は、現代においては、まず自動車損害賠償保障法による保険金の請求をもってするのがほとんど社会通念となっていることを思えば、本件賠償請求も被害者たる原告らにおいて自ら如上手続をなすをもってむしろ当然というべく且つ自らこれを容易になしうべきはずであり、いたずらにこれを弁護士に依頼せざるを得なかったと思われる特段の事情は認められない。従ってかりに原告らが自らの都合により本件訴訟を弁護士に依頼した際、その主張のごとき手数料及び成功謝金の支払を確約し同額の債務を負担したとしても、そのような債務の負担行為が本件事故と相当の因果関係に立つものとは認め難い。

⑤大坂地判昭和四六年六月二五日交民集四巻九五一頁

［事実］　車同士の衝突事故により傷害を被った原告（建具職人）、および、原告が代表取締役をし建具製造を業とする原告会社が加害者に対して訴訟提起。原告本人の請求は、傷害による慰謝料一〇〇万円、一ヵ月分の休業損害五〇万円を含む一五一万余円と弁護士費用二四万円（計一七五万余円）、原告会社の請求は、自動車破損による損害四六万余円、原告本人の休業による会社の損害約一八〇万円と弁護士費用三七万円である（計二二六万余円）。判決は、原告本人につき二一万余円、原告会社につき一八万円の限度で請求を認めたが、弁護士費用の賠償についてはいずれも否定した。

［判旨の概要］　原告本人の弁護士費用を除く請求額は一五一万余円であり、本件事故による原告本人の損害賠償額は二一万余円であつて、右請求額は過大なものであったから、結果的には被告らが本件訴訟に応訴して争ったことはもっともであって、不当な応訴とはいえないのみならず、原告が当初から右認容額に近い金額を請求していたならば、右被告らもあえて応訴して争うまでには至らず、任意の弁済によって解決したものとも考えられるから、このような事情の認められる本件にあっては、右弁護士費用の負担は、本件事故によって通常生ずべき損害である

とはいえない。

⑥東京地裁昭和四六年一〇月一二日交民集四巻一四五七頁

［事実］　夫の運転する自動車に同乗中の妻・長女（原告ら）は、その自動車が道路脇の電柱に衝突した本件事故により傷害を受けた。運行供用者たる夫はその事故により死亡したが、原告らは被告保険会社に対して、自賠法一六条一項に基づいて現実損害、逸失利益、慰謝料の総額二三一万余円の損害賠償を請求した（妻の損害として二〇〇万余円、長女の分として三一万円、そのうち弁護士費用は妻の分に含まれるものとして三五万円）。判決は、妻および長女は夫の負担する損害賠償債務を承継し、その相続分の限度において混同によって請求権が消滅するとした上で、妻について五九万余円、長女について一〇万円を認容したが、弁護士費用については一切否定した。

［判旨の概要］　本件においては、損害賠償の債権者と債務者は同居の親子の関係にあるから債権者は債務者に対し訴訟によりその権利の実現を図ることは通常行なわれないものといわなければならない。そうであれば訴訟を行なうことを前提として初めて必要となる弁護士費用は、本件不法行為と相当因果関係のある損害とはいうことはできない。保険会社に対する保険金請求に必要となる弁護士費用はたとえ自賠法一六条による被害者の直接請求の訴の場合であっても、被害者の加害者に対する損害賠償請求のための弁護士費用と異なるから、これをもって本件不法行為と相当因果関係のある損害に当たらない。

⑦京都地判昭和四七年一一月二〇日判例タイムズ二九一号三三八頁

［事実］　詳細は不明。

［判旨の概要］「被告は前記既払分のほか、原告の前記両眼調節衰弱に伴う治療費や眼弱に伴う治療費や眼鏡代

をも支払っていることが認められ、この事実に、本件事案の内容、審理の経過、認容額並びに弁論の全趣旨を併せ勘案すると、本件は、原告が弁護士に事実を語り、弁護士とともに調査検討を尽くせば訴えを提起するまでもなく当事者間で妥当な解決を図りえた事件であると考えられるところ、それにもかかわらず本件訴えを提起する以外に適当な方法の存在しかなかったことを認めうるだけの証拠は見当たらないので、原告主張の弁護士費用はこれを認容することができない。」

⑧和歌山地新宮支判昭和四九年一〇月二五日交民集七巻一五一一頁

［事実］　パトカーと自動二輪車の衝突事故により傷害を被った二輪車の運転者（金融業者）が、和歌山県に対して、前記傷害ならびに後遺症の治療費九〇万余円、逸失利益六〇万円、慰謝料六〇万円、弁護士費用三〇万円（計三〇〇万余円）の賠償を請求した。判決は、損害額として治療費九〇万余円、および、六〇万円の範囲で慰謝料を認めたが（逸失利益は否定）、後述するような被害者たる原告側の不誠実な態度を考慮し、右損害額から過失相殺に準じて一五パーセントを控除した一二七万余円のみを認め、弁護士費用の賠償も否定した。

［判旨の概要］　被告側は当初から示談による解決の意向をもち、その旨原告に対し伝えており、事故後約七カ月後には一応の賠償額を試算して原告に示したにもかかわらず、原告はそれを拒否するのみで自己の要求額を提示することも、また被告の示談交渉に対する自己の態度、方針を明らかにすることもないままに事故後一年後に本訴提起に至っていること、他方で、原告は、後遺症のむちうち損傷につき、特段の事由もないのに医師の指示による精密検査を拒否し、その後、受診医院名を秘匿する等して、過大請求をなすのではないかという疑惑を生ぜしめた場合、「原告において被告側に疑惑を抱かせるような行動を避け、少なくともその疑惑を解くように努め、自己の態度、方針を明確にしたうえ、必要な資料を提示する等して誠実に被告側の示談交渉に臨んだならば訴訟提起までも

要せず解決し得たであろうことが推認できる。そうとすると、原告主張の弁護士費用については本件事故との相当因果関係を欠くものとして、被告に対し賠償請求をなし得ないものというべきである。」

⑨横浜地判昭和五二年九月二〇日交民集一〇巻一三二七頁

〔事実〕　高速道路を走行中の貨物自動車（加害者）から脱落した車輪が原因で生じた衝突事故により車両と積荷を破損された被害者が、車両損害、車両搬送費等計七八万余円、積荷損害七〇三万余円、弁護士費用一〇〇万円（総計八八一万余円）の損害賠償を請求した。判決は、積荷損害七〇三万余円の全額、車両損害等のうち五七万余円を認容したが、弁護士費用は否定した。

〔判旨の概要〕　たとえ、被告らが前記損害につき任意の賠償をしないため、原告が本件訴訟代理人に訴訟委任をし、着手金を支払い、かつ、報酬の支払を約したとしても、交通事故によるものとはいえ、物品を破損された損害賠償請求訴訟にまで、右弁護士費用の支出を事故と相当因果関係にある損害として加害者に負担させることは相当でない。

⑩新潟地新発田支判昭和五三年一一月二八交民集一一巻一七〇七頁

〔事実〕　自転車と自動車の衝突事故により死亡した自転車搭乗者の相続人が、逸失利益一五八六万余円、慰謝料八〇〇万円、二名の弁護士に対する費用一〇〇万円、葬式費用四五万円を請求。判決は、過失相殺等により逸失利益一四五七万余円、慰謝料六五〇万円、葬式費用三二万円、弁護士費用九〇万円を認容したが、弁護士費用に関して次のように判示した。

〔判旨の概要〕「本件訴訟の内容に照らすと、原告らは本件訴訟を提起するに当たり、弁護士をその訴訟代理人

として選任したことはやむを得ないものということができるけれども、本件訴訟を提起、維持するために、弁護士二名を必要とするとは認め難く、一名の弁護士をもって足りるものといわなければならない。」

しかし、弁論の全趣旨によれば両弁護士は共同して弁護士業務に従事しているもので形の上では二名の弁護士に訴訟委任をなしたものとなっているが、実態は両弁護士の共同事務所に対し訴訟委任をなしたものということができる。したがって原告が支払った着手金一二万円は一名の弁護士に支払われたものと同様に取り扱うのが相当であり、かつその金額も着手金として相当の金額というべきである。そして、本件訴訟の経過、勝訴金額（総額一一四〇万円）その他諸般の情況に照らすと、原告がさらに支払う弁護士報酬についても七八万円は、本件事故と相当の因果関係ある損害ということができる。

⑪長野地判昭和五八年五月一七日交民集一六巻六八四頁

〔事実〕　道路を横断中の歩行者（女子会社員）が自動車にはねられて死亡し、その相続人らが逸失利益八一三万余円、慰謝料一〇〇〇万円、葬式費用八〇万円、弁護士費用一五〇万円を請求した。被告は、本訴提起前において原告に対し、総計一五二九万円の限度で支払いに応じる用意がある旨、および、被告なりの積算としては、本件は過失相殺を相当とする事案と考えるので、賠償すべき額は右金額を下回っているものであることを告知していた。本判決は、弁護士費用を五〇万円の範囲で認めたほか、一五七一万余円を認容した。

〔判旨の概要〕　被告が原告ら対し本訴が提起されるまでに提示した賠償額（一五二九万円）と認容額（一五七一万余円）との差異は僅少であるけれども、被告の右提示が、支払意志のある最高限度額としての提示であり、原告が被告の提示を受入れず争訟となれば被告において過失相殺を主張する意向を原告側に告知してあったような場合には、被告の提示額と認容額の差額のみを弁護士費用算定の基礎とすることはできないとして、五〇万円の弁護

士費用の賠償を肯定した。

四　若干の考察

以上の裁判例の結論は、前掲の判例の抽象的基準に基づくものと思われるが、さらに詳しく弁護士費用賠償のメルクマールを考える場合、これらの裁判例の中から次のようにいうことが許されよう。

まず最初に事案の難易について、⑩判決は、死亡事故における損害賠償請求訴訟につき傍論的ではあるが、その訴訟の提起・維持について弁護士二名を必要とするとは認め難いとしている点が注目すべきである。交通事故による損害賠償請求訴訟においては過失割合、損害額等が争われる場合が多い。事案によるとはいえ一般的には、事故態様そのものに争いがあるような特段の事情がない限り、事件自体の難易度はそれほど高いものとはいえず弁護士は通常一名で足りるものと考えられる。

第二に金額に関して、まず、原告の請求額と判決による認容額とが食い違う場合、前者が後者に比し過大であればあるほど、弁護士費用賠償が否定される余地が大きくなるといえる。すなわち、そのような場合は、加害者側が任意に示談に応じる見込はなく、加害者側の抗争も当然の対応ということになるからである。②判決のように認容額の一八倍の請求をなして譲らなかった事例、あるいは、⑤判決のように認容額の七倍強の請求をした事例においては、かりにこのような過大請求でなかったならば訴訟によらずに解決していたものと考えられるとして弁護士費用賠償が否定されている。これに対して、請求額と判決の認容額にあまり差異がなく過大請求とはいえないような場合には、弁護士費用の賠償が当然に肯定されることになる。

他方、訴訟前の示談交渉における被告側の提示額と判決の認容額との関係について、両者にあまり差異がない

（または前者が後者に比し大きかったような）場合、結果的にみて、訴訟を起こす必要性がうすく弁護士を依頼する必要もなかったということで、弁護士費用の賠償は否定されやすくなるものといえる。すなわち、②判決では示談交渉のなかで被告は認容額の二倍～三倍の金額を提示していた事例につき弁護士費用が否定され（ただし他の事情もある）、また③判決においても、自賠責保険金および別個に被告が提示した金額を併せれば損害額を上回る事例につき弁護士費用賠償が否定されている。しかし、⑪判決のように被告の提示額が支払意志のある上限額でそこから過失相殺による減額をなすことを前提としたものであったような場合には、被告の提示額と認容額の差異が僅少であることのみをもって弁護士費用の賠償を否定することは適当ではない。

さらに第三に、金額の提示とは別に当事者とくに被害者側の対応が弁護士費用賠償の成否に影響する場合として、①判決においては、加害者側が一応の誠意を示しているのにもかかわらず、事故後約一年間被害者が一度の示談交渉もせずに訴訟提起に及んだ場合に、その弁護士費用の賠償が否定されている。とくに人身事故の場合には当事者間の感情的な行き違い等から無用の不信感が生じることがしばしばあるとしても、事故後の加害者側の態度等からみて裁判外の交渉が無駄であることが明らかな場合を除き、一度は示談交渉の機会を持つのが通常であろう。また、⑧判決のように被害者が理由なく精密検査を拒否し、受診病院名を秘匿して過大請求の疑惑を生ぜしめた場合には、訴訟が原告勝訴で決着しても、その弁護士費用の賠償は認められない。このほか、前記②判決の事案における被害者の対応も、示談金に名を借りた損害賠償とは無関係の要求であり、誠実とはいい難い。これに対して、加害者側の賠償に対する態度が誠実さを欠き、やむをえず訴訟に及んだような場合は、弁護士費用の賠償は肯定される。

第四に、④事件のように示談、調停が不調となった後に、自賠法一六条一項に基づく直接請求が容易になしうるにもかかわらずその請求をせず加害者を相手に訴訟を提起した場合に、弁護士費用の賠償を否定することはかなり問題である。すなわち、直接請求の制度が認められているからといって、加害者は賠償義務を免れるわけではなく

被害者は保険会社に請求することを義務付けられるわけでもないからである。

第五に、⑥判決のように家族間不法行為の場合に弁護士費用が否定されることについても、問題がある。弁護士費用を否定した⑥判決の根拠は、まず家族間では訴訟提起による権利の実現は通常行なわれないから、訴訟を前提とする弁護士費用は加害行為と相当因果関係にはないこと、次に、自賠法一六条による被害者の直接請求は被害者の加害者に対する損害賠償請求とは異なるから、加害行為と相当因果関係にはない、というものであった。このうち後者については、すでに前掲の最高裁昭和五七年判決により解決済みであり、もはや否定論の根拠とはならない。前者の問題は家族間の不法行為における賠償問題の一環と考えられるが、周知のように家族間不法行為の場合に、損害賠償請求権の成否、範囲につきなんらかの制限があるか否かについては従来議論の存在するところである。しかし、いわゆる「妻は他人」判決として知られる最高裁昭和四七年五月三〇日判決（民集二六巻四号八九八頁）は、近親者間における損害賠償請求について、現行法の下では、一般的に、夫婦間に不法行為に基づく損害賠償請求権が成立しないと解することはできないとした。(7) そして、その後の裁判例の多くは、現実損害、逸失利益および慰謝料を問わず、近親者間の損害賠償請求権を肯定しており（もっとも慰謝料については、夫婦・親子の関係は慰謝料額の算定にあたり減額事由となるとする事例もある）、学説上も同様に解されている。(8) 従って、弁護士費用に関しても、一般の被害者請求の場合と同様に、弁護士費用の賠償を認めてよいように思われる。訴訟提起がなされない近親者間ではそれを前提とする弁護士費用は認められないという前記の理由付けは、近親者間の不法行為の場合に賠償責任の存在そのものが保険会社に対する請求の前提としての観念的なものであること、また被害者請求についての「必要経費」的支出としての弁護士費用も前掲最高裁昭和五七年判決により肯定されていることからすればもはや妥当しないのではなかろうか。

最後に、損害の内容によって弁護士費用賠償の成否に影響があるか否かであるが、⑨判決は、物的損害の賠償請

求訴訟においては弁護士費用支出は事故との間に相当因果関係ありとはいえないとする。しかし、前掲の昭和四四年判決も示すように、弁護士費用の賠償は交通事故被害以外でも認められるものであるから、不法行為被害であれば足り、人身損害であるかどうかは重要ではない。すなわち、不法行為被害者の権利擁護の必要性は人身損害と物的損害との間で差異があるわけではなく、また必ずしも物的損害のほうが金額的に小さいともいえない。従って、物的損害であるという理由で事故と弁護士費用支出との間に相当因果関係を否定する⑨判決は適切でないと考えられ、現に別の裁判例では物的損害の賠償請求訴訟につき因果関係を認めて認容額の約一割の弁護士費用賠償を認めたものもある（東京地判昭和五二年八月三〇日交民集一〇巻一二〇七頁）。

なお、賠償すべき弁護士費用の額について前記四四年判決の調査官解説は、それを減額ないし否定する理由として「被告において応訴することがやむをえない事由があった場合」を諸般の事情の一資料とすることがあり得る旨を指摘しているが、(9) さきに分析したような事情もそうした場合に含まれるものと考えられる。

（7） 本判決について、柴田保幸・最高裁判所判例解説・民事編昭和四七年度三三六頁、川井健・昭和四七年度重要判例解説五二頁、金沢理「近親者間事故と自賠法一六条請求」判例タイムズ・二八三号一七頁以下、青谷和夫「『夫婦・親子』は自賠法三条にいわゆる『他人』」民商法雑誌六七巻一二六頁以下参照。

（8） 判例、学説の状況については、小野幸二「家族間の不法行為」『現代家族法大系 二』四〇〇頁以下とくに四一二頁以下参照。

（9） 小倉・前掲一八九頁参照。

五　むすびに代えて

以上のように、相当因果関係説を前提としつつ事案の難易、請求額と認容額の関係、訴訟前の加害者側の提示額

と認容額の関係、賠償問題の解決に対する当事者の態度・対応等の観点から、交通事故訴訟における弁護士費用賠償の問題を考えてきたが、これらの裁判所の結論は前述したように問題の残るものも多少あるが、基本的には妥当なものが多い。したがって、弁護士費用賠償をめぐる今後の主な問題は、前記昭和四四年判決の示した相当因果関係説という考え方がどこまで及び得るのか――すなわち、前述したように昭和五七年の最高裁判決は、自賠法一六条一項に基づく被害者の保険会社に対する直接請求訴訟において、弁護士費用支出と事故との間に相当因果関係を肯定しているが、保険会社側が保険契約の成否等を争った場合も同様に考えてよいかという問題、さらに被保険者である原告の契約に基づく保険会社に対する保険金請求訴訟の場合はどうかという問題等――が、検討される必要がある。後者は一般に債務不履行訴訟の場合における弁護士費用の賠償の問題として論議され、周知のように実務はその賠償にかなり消極的である。[10] しかし、前記昭和四四年判決の示した相当因果関係説の一般的な理由付け、すなわち、訴訟の専門化、技術化が進んだ今日においては自己の権利擁護のために訴訟提起を余儀なくされた場合に弁護士に委任することは通常の事柄であるという認識を前提とし、かつ、賠償すべき損害の範囲の問題として弁護士費用支出を考える場合には、右判決の示した考え方は不法行為を理由とする損害賠償請求訴訟にのみ妥当し、債務不履行に基づく請求には妥当しないという論理的な根拠も充分とは言えないように思われる。

また、現在の裁判実務においては前述したように弁護士費用賠償の定額化、定率化が進んでいるが、このこと自体についてもさまざまな評価がありうる。すなわち、こうした定額化、定率化が弁護士費用賠償の決定につき客観化、安定化をもたらすとして肯定的に評価するか、反対に、個々の事案の具体的事情を無視した画一化の弊害をもたらすものと評価するかである。もっとも、すでに指摘されているように、[11] 弁護士費用賠償は本来の損害にとっては所詮「必要経費」的な附随的損害でしかないことを考慮すれば、弁護費用の賠償額の決定につき個々の事件ごとに具体的事情の立証を要求することが被害者救済にとってかえって妥当性を欠くことになるおそれもあろう。そう

だとすると、定率化、平均化という現在の一般的な運用を評価したうえで、前述したような特段の事情が存在する場合にはそれを考慮した取扱いがなされる必要があろう。

なお、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟における弁護士費用の一部分を、事故から通常生ずべき損害として敗訴した被告に負担させるという現在の運用は、さらに突き詰めれば、弁護士費用の訴訟費用化、敗訴者負担の問題とも関連するが、本稿では立入らない。

(10) 債務不履行と弁護士費用賠償については、小泉博嗣「債務不履行と弁護士費用の賠償」判例タイムズ四五二号四七頁以下、山本矩夫「債務不履行と弁護士費用の賠償」判例タイムズ四六六号四九頁以下参照。

(11) 岨野・前掲一三〇頁以下。

〔付　記〕

なお、本稿の校了に際し、野村好弘編『交通災害における損害賠償、保険および社会保障』が刊行されたが、同書中の拙稿「交通事故訴訟における弁護士費用の賠償」も参照されたい。同論稿は、内容的には本稿をごく要約的に述べたものである。

（そえだ・たかしげ＝本学助教授）